

石綿による健康被害の救済に関する法律案(仮称)

目的: 石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図る。

施行日: 基金の創設 公布の日
 救済給付の支給 公布の日から起算して6ヶ月を超えない範囲において政令で定める日
 事業者からの費用徴収 平成19年4月1日

※ 制度全体について5年後に見直し。

労災補償等による救済の対象とならない者に対する救済給付

事業者

- ① 全事業主
※ 労働保険徴収システムを活用
- ② 一定の要件に該当する事業主(石綿との関連が深い事業主)から追加費用を徴収

国

- 平成17年度補正予算により基金に拠出
- 基金創設時の事務費の全額及び平成19年度以降は事務費の1/2を負担

地方公共団体

- 国の基金への費用負担の1/4に相当する金額を平成18年度以降一定期間で基金に拠出

石綿健康被害救済基金

(独)環境再生保全機構に設置

石綿に起因する指定疾病

- ・ 中皮腫
- ・ 肺がん

救済給付

- ・ 医療費(自己負担分)
- ・ 療養手当(約10万円/月)
- ・ 葬祭料(約20万円)
- ・ 特別遺族弔慰金(280万円)
(法施行前の死亡者の遺族に対する救済給付)

労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置

[特別遺族給付金の支給]

- ① 対象者: 指定疾病により死亡した労働者(特別加入者を含む。)の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したもの。
- ② 給付額: 特別遺族年金 原則240万円/年
※ 特別遺族年金の支給対象とならない遺族には一時金を支給する。
- ③ 財 源: 労働保険特別会計労災勘定から負担する。